

栗原市マスコットキャラクター等の使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民、法人その他団体等（以下「市民等」という。）が、市が定めた「ねじりほんによ」のデザイン画（以下「デザイン画」という。）、ロゴマーク（以下「ロゴ」という。）及び「ねじりほんによ」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「ねじりほんによ」とは、平成25年12月21日に決定した市のマスコットキャラクターをいう。

(権利の帰属)

第3条 デザイン画、ロゴ及び着ぐるみ（以下「キャラクター等」）に関する一切の権利は、市に帰属する。

(申請の制限)

第4条 栗原市観光物産協会長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、キャラクター等の使用をさせないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認めるとき。
- (2) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認めるとき。
- (3) 栗原市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認めるとき。
- (4) 不当な利益を得るために使用すると認めるとき。
- (5) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認めるとき。
- (6) その他栗原市観光物産協会長が使用について不適當であると認めるとき。

(使用申請)

第5条 キャラクター等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、栗原市キャラクター等使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、栗原市観光物産協会長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 栗原市及びその外郭団体が使用するとき。
- (2) 栗原市内の自治会等の住民組織が、地域への奉仕活動若しくは地域の活性化につながる活動において使用するとき。
- (3) 学校等の教育機関が教育等の目的で使用するとき。
- (4) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (5) その他栗原市観光物産協会長が適當と認めるとき。

(承認及び不承認)

第6条 栗原市観光物産協会長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、栗原市キャラクター使用承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。この場合において、栗原市観光物産協会

長は、必要があると認めるときは、交付決定に条件を付すことができる。

- 2 栗原市観光物産協会は、キャラクター等の使用の承認をすることが適当でないと認めるときは、栗原市キャラクター等使用不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（使用期間等）

第7条 デザイン画及びロゴの使用期間は、承認の日の属する年度の末日までとし、更新を妨げない。

- 2 使用期間の更新を受けようとする者は、使用期間の満了する日の30日前までに、栗原市キャラクター等使用更新申請書（様式第4号）により栗原市観光物産協会長に申請しなければならない。
- 3 使用の更新の場合における使用方法及び使用期間については、第1項及び第6条の規定を準用する。

（着ぐるみの貸出等）

第8条 着ぐるみの貸出期間は、貸し出した日から7日以内とする。

- 2 着ぐるみの貸出しを受けた者は、着ぐるみを返却するときは、協会職員の点検を受けなければならない。
- 3 使用者は、着ぐるみを汚損したときは、使用者の責任と負担により、修補又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。
- 4 着ぐるみの貸出しを受けた者は、栗原市観光物産協会長が着ぐるみの修補又はクリーニングを求めたときは、これに従わなければならない。

（使用料）

第9条 キャラクター等の使用料は、無料とする。

（遵守事項）

第10条 第6条第1項の規定により使用又は貸出の承認を受けた者（以下「承認者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この要綱の規定及び承認の条件に違反しないこと。
- (2) 承認を受けた目的及び用途のみに使用すること。
- (3) 使用期間又は貸出期間を遵守すること。
- (4) 承認に係る権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 定められた色、形状等を正しく使用し、デザイン（色、形、字体など）を栗原市観光物産協会長の承諾なしに改変しないこと。
- (6) キャラクター等を使用した商品等は、完成後、速やかに栗原市観光物産協会長に提出すること。この場合において、キャラクター等を使用した商品等の提出が困難であるときは、その形状の分かる写真等を提出すること。
- (7) 商標登録の出願を行わないこと。

（申請内容の変更）

第11条 承認者は、申請の内容を変更しようとするときは、栗原市キャラクター等使用変更承認申請書（様式第5号）を栗原市観光物産協会長に提出しなければならない。

ない。

2 栗原市観光物産協会長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、その結果について、栗原市キャラクター等使用変更承認通知書（様式第6号）により承認者に通知するものとする。

3 栗原市観光物産協会長は、キャラクター等の使用変更の承認をすることが適当でないと認めるときは、栗原市マスコットキャラクター等使用変更不承認通知書（様式第7号）により承認者に通知するものとする。

（承認の取消し等）

第12条 栗原市観光物産協会長は、承認者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認を取り消すものとする。

(1) この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により使用承認を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

2 栗原市観光物産協会長は、前項の規定により承認を取り消したときは、栗原市キャラクター等使用承認取消通知書（様式第8号）により、承認者に対し通知するものとする。

3 第1項の規定により承認を取り消された者は、承認取消日以後、直ちに使用を停止し、市に返却しなければならない。

4 栗原市観光物産協会長は、承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

（調査）

第13条 栗原市観光物産協会長は、必要に応じ、キャラクター等の使用状況等について、承認者に報告させ、又は調査することができる。

（損害賠償）

第14条 栗原市観光物産協会は、キャラクター等の使用により承認者が被った損害、承認者が第三者に与えた損害その他キャラクター等の使用中に生じた事故等による損害について、一切の責任を負わない。

2 承認者は、キャラクター等の使用に際して故意又は過失により市に損害を与えたときは、これによって生じた損害を栗原市観光物産協会に賠償しなければならない。

。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、デザイン等の使用に関し必要な事項は、栗原市観光物産協会長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。